

平成30年度 児湯畜連 高齢母牛更新対策事業

1. 目的

本郡管内の母牛も年々高齢化が進んでいる。

母牛の高齢化は、さまざまな能力の低下を引き起こし、農家所得や市場性に悪影響を与える。

管内に現存する高齢母牛の販売と若い子牛導入（保留）を推進し、斉一化した母牛集団の構築に努める。

2. 事業量

母子で150組限定（450万円）

3. 事業対象牛

対象母牛の販売並びに対象子牛の導入（保留）のいずれも申請者（同一経営者）が実施した場合とする。

① 対象母牛

申請農家（日向市東郷町含）が6カ月前から継続飼育してきた7歳以上（年齢算出は販売時点）の牛で、児湯家畜市場にて販売したものに限り。

② 対象子牛

管内農家（日向市東郷町含）が生産し継続飼育してきた概ね生後1年以内の和牛子牛を繁殖用として児湯家畜市場にて導入（保留）したものに限り。

尚、最低価格は、最低50万円とする。

4. 対象母牛、子牛の販売・導入期間

平成30年度（H30.2.1～H31.1.31）に限り。

5. 奨励金の申請

申請者は別紙1 奨励金交付申請書記載の上、対象母牛並びに対象子牛のセリ取引伝票（写）を添えて管内JA畜産課を窓口とし、畜連へ申請する。

6. 受付

畜連に到着した書類の早い順に受付をする。

尚、その際、JAからの申請順は若番を優先にする。

7. 受付期間

平成30年度中（H30.2.1～H31.1.31）とする。

但し、事業量を超えた場合はこの限りでない。

8. 奨励金

申請のあったJAを通じて上期・下期に分けて該当者へ30,000円/組交付する。

9. 対象子牛の導入（保留）後の飼育期間

繁殖用として供用出来ない場合を除き、申請日より概ね2年以上の飼育を原則とする。

繁殖用として供用出来ない場合は獣医師の診断書を提出し、畜連の承諾を得る事とする。

受付： J A _____ (通番No. _____) J A 記載
畜連受付日 H 年 月 日
(通番No. _____) 畜連記載

児湯畜連 高齢母牛更新対策事業 奨励金交付申請書

1. 申請日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (J A 申込日)

2. 対象牛

1) 母牛	〔	個体識別番号 (_____)
	名 号 (_____)	
	生年月日 「H _____ 年 _____ 月 _____ 日」	
2) 子牛	〔	個体識別番号 (_____)
	名 号 (_____)	
	生年月日 「H _____ 年 _____ 月 _____ 日」	

3. 添付書類

対象牛セリ伝票 (写)

児湯郡市畜産農業協同組合連合会 会長 様

事業内容に基づき、上記の通り更新しましたので、奨励金交付申請を致します。

申請者 住所

氏名

印